

事務局管理番号

推進事業室が記入します。

推進事業室が記入します。

【住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業】交付申請提出書類リスト
調査設計計画（インスペクション含む）

提出書類	書式名称	留意事項	申請者 確認欄	推進室 確認欄
本書類	◎ 提出書類リスト		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請書類	確認、申告、誓約 ◎ 確認書・申告書・誓約書（申請者）	押印	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式1調交 ◎ 交付申請書	押印	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式2調交 ◎ 専用住宅の調査設計計画概要		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式3調交 ◎ 事業費及び補助要望額		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	様式4調交 ◎ 振込口座登録票		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	別紙1 ◎ 調査設計計画前の写真（外観・内観）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委任状 ○ 委任状	押印	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	規約 ○ 共同事業を説明する資料	押印	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出する書類全てにチェックを入れてください。

添付資料	添付2 ◎ 申請者が個人の場合の証明書（運転免許証明書・健康保険証の写し等）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付3 ◎ 申請者が法人の場合の証明書（商業登記現在事項証明書の写し等）	発行日より3か月以内のもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付4 ○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業に係る所有者・転貸人確認書	賃貸人と所有者等が異なる（サブリース）場合に提出	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付5 ◎ 請負予定業者の法人証明書（商業登記現在事項証明書の写し等）	発行日より3か月以内のもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付6 ○ 建築士免許証・建築士事務所登録証明書の写し（要件・インスペクション・設計等）	発行日より3か月以内のもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付7 ○ 調査設計費内訳書（ ）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付8 ○ インスペクション費内訳書（ ）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付9 ◎ 既存建物の付近見取り図（案内図）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付10 ◎ 既存建物の配置図・平面図		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	添付11 ○ その他、推進事業室が求める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

添付する書類全てにチェックを入れてください。

◎：必須資料 ○：事業内容により必要

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

1. 確認書

- 本事業実施にあたっては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業募集要領、スマートウェルネス住宅等推進事業室（以下、推進事業室）が配布する交付申請要領を遵守すること。また、推進事業室から、円滑な事業実施のために必要な協議・資料提出等について指示を受けた場合には誠実に対応すること。
- 本事業において補助対象とする費用について、本事業補助以外の国費を含む補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を含むものでないこと。
- 次の場合には補助金が交付されないこと。
 - ・ 補助金の交付に際して必要な手続きを行わない場合
 - ・ 著しい書類の不備等により交付申請の内容や完了実績報告の内容が確認できない場合
 - ・ 実施された事業の内容が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件を満たしていない場合（事業の内容を変更することについて、推進事業室の承認又は確認を得ている場合を除く。）
- 本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用をおこなうこと。
- 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づき推進事業室の処分違反したことにより、推進事業室から補助金の返還を求められた場合には、補助金の返還を行うこと。
- 平面計画の変更等や工事日程の変更等による出来高の増減などにより、補助事業に要する事業内容が変更する場合は、推進事業室まで迅速に連絡をし、交付変更承認の申請を行うこと。
- 推進事業室が行う資料請求及び現場検査に協力すること。
- 補助事業の実施結果の報告を行うとともに、結果の公表に対応すること。
- 国土交通省又は推進事業室等が行う、利用状況・管理状況等についての定期的な調査、事業実施後のフォローアップに関する調査、アンケートやヒアリング、本推進事業の普及啓発のためのシンポジウム・パンフレット等への事業内容やその成果の掲載等に協力すること。

2. 申告書

本補助金の交付申請にあたり申請の制限に係る事案の有無等について、過去3か年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことが無いことを申告いたします。

※本補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、本補助金を返還（補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む）します。
（参考）

平成29年度 交付規程第14 交付決定の取り消し

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、推進事業室は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 一、事業主体が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合
 - 二、事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - 三、交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 四、前3号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通大臣ないし推進事業室の処分違反した場合

3. 暴力団排除に関する誓約書

本補助金の交付申請にあたり、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立ていたしません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していること

上記1～3について確認、申告、誓約致します。

平成 29 年 10 月 25 日

交付申請日もしくは交付申請日以前の日付を記入してください。

申請者

法人名、代表者名をご記入ください。

押印をしてください。

法人名 株式会社 SN住宅
氏名（代表者名） 代表取締役 住宅花子 印

申請日 平成 29 年 10 月 25 日

スマートウェルネス住宅等推進事業室 殿

平成29年度住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

交付申請

調査設計計画（インスペク

事前相談提出日ではありません
全ての書類が揃った、交付申請時の日付になります。

平成29年度スマートウェルネス住宅等推進事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、平成29年度スマートウェルネス住宅等推進事業交付規程（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）第6の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

対象住宅の正式名称をご記入ください。

住宅の名称	(フリガナ) スマートウェルネスアパート スマートウェルネスアパート
住宅の所在地	東京都世田谷区×町〇〇-〇

該当するチェックボックスを■にしてください。

1 交付申請者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸人		
	法人名	(フリガナ) カブシキガイシャ エスエヌジウタク 株式会社 SN住宅	郵送提出時に押印をしてください 法人の場合は代表者印 個人の場合は認印
	所属・役職	(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役	
	氏名	(フリガナ) ジウタク ハナコ 住宅 花子	
個人 <input type="checkbox"/> 身分証明書 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 商業登記現在事項証明書写し	住所	〒 111-0000 東京都千代田区神田〇-〇-〇	
	電話	03-6666-77××	
共同事業主・発注者の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし(単独事業) <input type="checkbox"/> あり(共同事業)	

該当するチェックボックスを■にしてください。

1. 交付申請者と異なる場合はご記入ください。

該当するチェックボックスを■にしてください。

郵送提出時に押印をしてください
法人の場合は代表者印
個人の場合は認印

2 住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	法人名		郵送提出時に押印をしてください 法人の場合は代表者印 個人の場合は認印
	<input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書	所属・役職		
	<input type="checkbox"/> 商業登記現在事項証明書写し	氏名	大家 配慮	
		住所	〒 123-0000 東京都新宿区下落合〇-〇-〇	
	電話	03-555-44××		

3 住宅の賃貸人	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	法人名		郵送提出時に押印をしてください 法人の場合は代表者印 個人の場合は認印
	<input type="checkbox"/> 身分証明書	所属・役職		
	<input type="checkbox"/> 商業登記現在事項証明書写し	氏名		
		住所	〒 (都道府県から記入)	
	電話			

4 本交付申請に係る事務担当者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人	法人名	(フリガナ) カブシキガイシャ エスエヌシー 株式会社 SNJ	郵送提出時に押印をしてください 法人の場合は代表者印 個人の場合は認印
	<input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書	所属・役職	(フリガナ) ケンブ 部長 企画部 部長	
	<input type="checkbox"/> 商業登記現在事項証明書写し	氏名	(フリガナ) チンタイ タロウ 賃貸 太郎	
		住所	〒 123-0000 東京都港区芝〇-〇-〇	
		電話	03-1234-56××	FAX 03-9876-54××
		e-mail	〇△△@×××.ne.jp	緊急連絡先 090-1234-56××

該当するチェックボックスを■にしてください。

交付申請者の場合は以下が必要

個人か法人を選択

個人 身分証明書法人 商業登記現在事項証明書写し

※事務担当者は交付決定通知書等の重要書類の送付先になります。平日の日中に連絡が可能で確実に書類が受け取れる連絡先を明記してください。

※交付申請者の委任により全ての事務を事務担当者に代行することは可能です。事務局から申請や工事について確認する場合がありますので、平日の日中に連絡を取れる方としてください。交付申請者に属さない方へ委任される場合は委任状を添付してください。

専用住宅の調査設計計画概要

(インスペクション・調査設計計画)

1.住宅の概要	
事業全体	現況規模
	現況用途（建築基準法）

総戸数	14	戸	登録予定戸数	10	戸
階数	2	階	申請する建物についての補助金等受領歴	<input type="checkbox"/> 受領履歴有→関係書類あれば添付 <input checked="" type="checkbox"/> なし	
延べ面積	380.00	m ²	補助制度名	該当するチェックボックスを■にしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし	
構造	木	造	他の補助金申請予定	補助制度名：〇〇〇区住宅リフォーム制度	
現況用途（建築基準法）			共同住宅		

2.インスペクション概要	
委託等予定者	インスペクション発注 予定方式
	委託契約等 予定日
	インスペクション 予定期間
	インスペクション

インスペクション発注 予定方式	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約等 <input type="checkbox"/> 申請者自ら <input type="checkbox"/> その他（ ）	
委託契約等 予定日	予定日 平成 29 年 10 月 26 日	見積額(税抜) 200,000 円
インスペクション 予定期間	着手日 平成 29 年 10 月 26 日	完了日 平成 29 年 10 月 31 日
インスペクション	アガナ 〇〇ジムショ ダイヒョウ カクニン インタ 〇〇事務所 代表 確認 員太 (印) アガナ イショウ ススム 意匠 晋 (印)	添付必須 <input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録証写し他 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅状況調査技術者証他
インスペクション委託等予定者は、「平成25年6月 国土交通省既存住宅インスペクション・ガイドライン」をもとに調査・検査を行い、報告書を作成する。		

3.調査設計計画概要	
委託等予定者	調査設計発注 予定方式
	委託契約等 予定日
	調査設計計画 予定期間
	調査設計計画

調査設計発注 予定方式	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約等 <input type="checkbox"/> 申請者自ら <input type="checkbox"/> その他（ ）	
委託契約等 予定日	予定日 平成 29 年 10 月 26 日	見積額(税抜) 1,200,000 円
調査設計計画 予定期間	着手日 平成 29 年 10 月 26 日	完了日 平成 29 年 11 月 30 日
調査設計計画	アガナ ×××イキコウカクザツ ズヨウ ダイコウトリマリヤ セツギ タウ ×××一級建築士事務所 代表取締役 設計太郎 (印) アガナ シカク コウタ 資格 有太 (印)	添付必須 <input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録証写し <input checked="" type="checkbox"/> 建築士登録番号

4.改修工事計画	
留意事項の確認	改修工事 予定期間

改修工事 予定期間	着工日 平成 30 年 1 月 10 日	完工日 平成 30 年 2 月 1 日
留意事項の確認	・改修工事の着手（契約）を行う前に、調査設計計画の完了実績報告書を提出する必要があります。改修工事の着手（契約）は、新たに改修住宅に係る交付申請を行い、交付決定を受けた日以降に行うこととなります。 ・調査設計計画の完了実績報告（額の確定日）から6カ月以内に改修工事の交付申請を行い、着手できる様に工程に注意してください。 ・インスペクション等の結果より改修工事が発生しなかった場合は調査設計計画費は補助対象外となります。既に補助金を受領済の場合は補助金を返還することとなります。	

【事業費及び補助要望額】

1. 調査設計計画費（消費税抜）

	事業費	事業費のうち補助対象外となる金額	補助対象事業費費	備考
インスペクション費	200,000	40,000	160,000	
調査設計計画費	1,200,000	240,000	960,000	
計	1,400,000	280,000	1,120,000	

※設計と工事監理は、別々の契約としてください。工事監理費は補助対象外となります。

2. 登録予定住宅戸数（補助上限の設定）

登録予定住宅数	10戸
補助上限額（千円）	5,000

黄色いセルに入力してください。
その他のセルは自動計算で数値が表示されます。

※調査設計計画費の補助限度額は50万円/戸

※登録住宅改修工事交付申請において、耐震改修、用途変更、間取り変更工事等を伴う場合は、改修工事交付申請時に補助限度額50万円/戸を加算

3. 補助要望額の算出

補助対象事業費(円)	1,120,000
補助率	1/3
補助計算額（千円）	373
補助申請額（千円）	373

※補助計算額、補助申請額は千円以下切り捨て

※補助上限額と補助計算額を比較して、低い方の額が交付申請額

事務局管理番号

【SNJ】様式4調交

様式1の登録住宅の名称と一致させてください。

住宅の名称 **スマートウェルネスアパート**

振込口座登録票

銀行名	フリガナ ▲▲▲ギンコウ
	▲▲▲銀行
支店名	フリガナ トウキョウシテン
	東京支店
預金種別 該当種別をチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	※右詰めで記入 6 4 9 × ×
口座名義	フリガナ カブシキガイシャエヌジュウタク
	株式会社SN住宅

該当する口座を✓してください。

誤りがないよう注意してください。

補助事業者名と一致した口座としてください。
法人の場合、代表者個人の口座は指定できません。

事務局管理番号

【SNJ】別紙1

調査設計計画前の写真（外観・内観）*外観は、建物立地が確認できるものとして下さい。

写真を貼付				写真を貼付			
写真番号	001	撮影日		写真番号	002	撮影日	
内容	敷地の周囲を含んだ建物全体の写真			内容	北側 立面		
写真を貼付				写真を貼付			
敷地と建物の関係がわかる遠景写真と 四方向の全景写真を貼りつけてください。							
写真番号	003	撮影日		写真番号	004	撮影日	
内容	東側 立面			内容	南側 立面		
写真を貼付				写真を貼付			
写真番号	005	撮影日		写真番号	006	撮影日	
内容	西側 立面			内容			

事務局管理番号

(委任状)

様式1の交付申請者が委任する事務担当者への委任状になります。

委任状

様式1の登録住宅の名称と一致させてください。

補助事業の名称 スマートウェルネス住宅等推進事業
 対象事業名 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業
 住宅の名称 **スマートウェルネスアパート**

私は、下記の者を、表記の事業に係る事務担当者と定め、本件事業における住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業事務局との唯一の連絡窓口として指名するとともに、本件事業の実施に関する手続き業務の一切を委任します。

郵送提出時に事務担当者の認印を押印してください。

記

事務担当者氏名 **賃貸 太郎** (印)
 所属・役職 **株式会社 SNJ 企画部 部長**
 住所 〒 **123-0000**
東京都港区芝〇-〇-〇

事務担当者の任期 補助事業の実施に関する一切の業務が完了し、定期報告窓口に業務を引き継ぐまで。ただし、委任者が後任事務担当者を指名した場合は、この限りではない。

様式1の申請者の住所・会社名・氏名を記入してください。

平成 **29** 年 **10** 月 **25** 日

委任者住所 〒 **111-0000**
東京都千代田区神田〇-〇-〇

郵送提出時に押印をしてください
法人の場合は代表者印
個人の場合は認印

委任者氏名 **株式会社SN住宅 代表取締役 住宅花子** (印)

※法人にあっては代表者印

以下は例示ですので、この通りに作成しなければならないものではありません。
共同規約によるトラブルが生じた場合は、当事者間で解決していただくこととなりますので
それぞれの事情にあわせ適切な規約を締結してください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業費補助金における（交付事業名）共同事業実施規約

平成 29 年 10 月 25 日

甲：補助を受ける者 株式会社SN住宅 代表取締役 住宅花子 印
住所 〒111-0000 東京都千代田区神田〇-〇-〇

乙：共同事業者 株式会社SNJ 代表取締役 賃貸 一郎 印
住所 〒123-0000 東京都港区芝〇-〇-〇

押印をしてください
法人の場合は代表者印
個人の場合は認印

（補助金交付への協力）

- 第1条 甲と乙は、本規約により改修する建物（以下「本建物」という。）が、国土交通省（以下「所轄官庁」という。）所轄の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付要件を満たすことを前提に設計された建物であり、本補助金の交付を受けるための所要の手続きを、両者協力して共同で行うことを確認する。
- 2 本事業において補助対象とする費用について、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）及び介護保険給付又は医療保険給付の対象費用を含むものでないことを確認する。

（交付申請）

- 第2条 甲と乙は、本規約締結後、速やかに、本建物に関する補助金〇〇〇万円の交付申請（以下「本申請」という。）を共同して行うものとする。
- 2 本補助金の申請から受領に要する諸手続きは、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

（工事代金への充当）

- 第3条 本補助金の受領については、甲及び乙を代表して甲が行うものとし、甲は受領した補助金を、本契約に定める甲の建築工事請負代金債務の支払いに直ちに充当するものとする。
- 2 甲は前項の充当後、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

（不承認の場合）

- 第4条 本申請にもかかわらず本補助金の不交付が確定した場合には、交付を前提として定めた建築工事請負代金の支払については、甲及び乙によって誠実に協議するものとする。
- 2 最終的な補助金額は完了実績報告の審査後に確定することを確認する。